

事務連絡
令和8年2月13日

各
都道府県
指定都市
中核市
防災担当主管部（局）
障害保健福祉・障害児支援主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
障害福祉課
精神・障害保健課
こども家庭庁支援局障害児支援課

災害時における障害福祉サービス等による支援と
災害救助法による支援との関係について

今後も、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震など、大規模災害の発生が想定されているなかで、令和6年能登半島地震における対応を踏まえ、障害者支援施設等（障害者支援施設、共同生活援助を行う住居及び障害児入所施設をいう。以下「施設等」という。）の入所者及び入居者（以下「入所者等」という。）や居宅にいる障害児者の支援に際し、どのような支援が可能であるかの判断を速やかに行っていく必要があります。

このため、今般、災害時における障害福祉サービス及び障害児支援（以下「障害福祉サービス等」という。）による支援と災害救助法（昭和22年法律第118号）による支援との関係について改めて整理し、下記のとおり、障害福祉サービス等による支援を受けている障害児者に対する災害時の支援に係る基本的な取扱いについて、お示しいたします。

なお、個別事案にかかる疑義が生じたときは、障害福祉サービスについては厚生労働省に、障害児支援についてはこども家庭庁に、災害救助法については内閣府に、それぞれお尋ねいただきますようお願いいたします。

記

1 災害救助法による「救助」の基本的な考え方

災害救助事務取扱要領においては、「他の法律等の定めるところにより適切な対応がなされる場合も法による救助を行う必要はない。」と記載されており（他法他施策優先の原則）、災害時の障害福祉サービス等の利用者等に対する支援については、まずは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「障害者総合支援法等」という。）に基づく障害福祉サービス等を優先して行った上で、その範囲で対応できない事項について災害救助法により対応することが基本となる。

なお、この場合でも、障害福祉サービス等が提供できない急迫した事由がある場合に、災害救助法による必要な救助を行うことを妨げるものではない。また、福祉避難所には障害者支援施設、共同生活援助を行う住居、障害児入所施設等が指定されうる。

2—① 平時から施設等に入所している障害児者に対する支援のあり方

災害時にも、引き続き、施設等において、障害福祉サービス等による支援が講じられることを基本とした上で、入所者等及び従事者全員の生命の安全を確保するため、豪雨時に垂直避難を行うこと、又は大規模地震時に施設等の損害状況の少ない場所に移動すること等が想定される。また、災害の状況、施設等の損壊状況及び従事者の勤務状況を踏まえて、当該施設等では安全の確保及び適切なサービス提供を行うことができない場合、又はそのおそれがある場合には、入所者等の関連施設等への移動の要否について検討を行うことが想定される。その際、避難元施設等から避難先施設等（避難所（福祉避難所を含む。）である場合に限る。）への移動に際して、車両借上費等を要する輸送が発生する場合、真に必要があると認められる場合には、当該費用については、災害救助法による支弁の対象になり得る。（なお、避難所（福祉避難所含む）間の移動にかかる費用については、真に必要がある場合に限らず、災害救助法の移送費の対象となる。）

また、避難先施設等へ避難した後、避難先施設等の職員により障害福祉サービス等が提供される場合は避難先施設等の入所者等として、避難元施設等の職員により障害福祉サービス等が提供される場合は避難元施設等の入所者等として自立支援給付及び障害児入所給付等を行うことを基本とする。その際、利用者負担（食事代及び居住費を除く。以下同じ。）の減免（障害者総合支援法第31条、児童福祉法第21条の5の11及び同法第24条の5。以下同じ。）の活用が可能である。

なお、避難元施設等から避難先施設等への移動により、入所者等の身体的・精神的ストレスにつながることから、「災害により被災した要援護障害者等への対応について」

（令和3年6月16日付け厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課他事務連絡）、「災害により被災した視聴覚障害等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について」（平成28年10月24日付け厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課自立支援振興室事務連絡）、「避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について」（令和3年6月16日付け厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課自立支援振興室他事務連絡）等に定める内容等に留意が必要である。

2—② 平時から居宅において障害福祉サービス等を利用している障害児者に対する支援のあり方

災害時にも、引き続き、障害福祉サービス等による支援が講じられることを基本とした上で、自宅が被災した場合又は災害により従来のサービスが受けられない場合等には、必要となる障害福祉サービス等の内容等に応じて、施設等へ緊急的に入所し、障害福祉サービス等による支援を継続すること、又は自宅において他の障害福祉サービス等事業者による障害福祉サービス等による支援を行うことが想定される。

このとき、施設等の入所定員の柔軟化（関連する事務連絡としては、例えば、「災害救助法の適用を踏まえた要援護障害者等への対応について」（令和7年12月9

日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡) 及び利用者負担の減免の活用が可能である。

なお、市町村独自事業として、障害福祉サービス等とは別に、災害時において一定期間緊急的に短期入所を利用することを可能としている場合等には、当該事業も活用することが考えられる。

次に、施設等へ緊急的に入所し、障害福祉サービス等による支援を継続して受けること等ができない場合又は入所までは必要としない場合には、災害救助法による福祉避難所の利用が想定される。

このとき、福祉避難所の利用者に対して、介護等の支援が必要な場合には、当該者に対して、居宅介護事業所等からホームヘルパーを派遣すること及び福祉避難所から生活介護事業所に通所させること等、障害福祉サービス等を提供することが想定される。

また、福祉避難所において障害福祉サービス等の提供を受けることが難しい場合には、災害救助法による福祉サービスの提供が想定される。ただし、災害救助法における「福祉サービスの提供」とは、相談対応や避難生活上の支援等を想定しており、障害福祉サービス等と同等のサービスの水準ではないことに留意が必要である。

なお、上記の取扱いについては、施設等が福祉避難所として指定されている場合も同様である。

2—③ 平時は障害福祉サービス等を利用していない障害児者に対する支援のあり方

災害による影響で、新たに障害福祉サービス等を利用する必要が生じた場合には、まずは、速やかに支給決定を受け、障害福祉サービス等による支援を行うことが想定される。

このとき、2—②と同様、施設等の入所定員の柔軟化及び利用者負担の減免等を活用することが可能である。さらに、明らかに支援が必要な状態であることが見込まれる者には、支給決定前に障害福祉サービス等を受けることを可能とする仕組み(関連する事務連絡としては、例えば、「令和6年能登半島地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」(令和6年1月4日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、障害福祉課、精神・障害保健課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)等)を活用することが考えられる。

なお、障害福祉サービス等を利用する必要がない場合は、災害救助法による福祉サービスの提供(福祉避難所を含む。)による日常生活上の支援が想定される。

3 災害救助法による支援の考え方

1、2のとおり、施設等への緊急的に入所した場合の食事代及び部屋代や、障害福祉サービス等を利用していない障害児者に対する支援等、障害福祉サービス等の範囲内では対応できず、災害救助法による支援が想定される場合があるため、以下のとおり、その具体的な支援の考え方をお示しする。

① 施設等へ緊急的な入所等を行った者の食事代

災害により炊事のできない避難者に対しては、災害救助法による食事支援がなされることとの均衡から、災害により施設等へ緊急的に入所等をした者に対しても災害救助法

第4条第1項第2号の「炊き出しその他による食品の給与」による支援（令和7年度基準額：1人1日当たり1,390円以内）が可能である。

ただし、平時からの入所者等は、通常通り本人が負担しているため、その均衡を考慮し、当該支援は一定期間にとどめることが想定される。

② 施設等へ緊急的な入所を行った者の居住費、生活物品等（紙おむつ等）

避難所の設置は災害救助法により支援されることとの均衡から、施設等が福祉避難所である場合には、災害救助法第4条第1項第6号の「福祉サービスの提供（福祉避難所の設置）」による支援が可能である（一般避難所にあっては、令和7年度基準額を1人1日当たり360円以内としている。）。

ただし、平時からの入所者等は、通常通り本人が負担しているため、その均衡を考慮し、当該支援は一定期間にとどめることが想定される。

③ 障害福祉サービス等を利用していない障害児者に対する支援のあり方

i 当該者が在宅で避難生活を送る場合

災害救助法第4条第1項第6号の「福祉サービスの提供」による支援が可能であるが、これは保健師やNPOによる戸別訪問等による相談対応や避難生活上の支援等が想定されており、障害者総合支援法等に基づく居宅介護のような障害福祉サービス等の提供は想定されていないことに留意が必要である（なお、在宅障害者等の状態把握や仮設住宅等の入居者への見守り・相談支援について、厚生労働省事業である被災高齢者等把握事業や被災者見守り・相談支援事業により対応がなされる場合には、当該事業による対応が優先され、基本的に災害救助法の支援は想定されていない。）。

また、在宅で避難生活を送る障害児者に対しても、同法第4条第1項第2号の「炊き出しその他による食品の給与」等の支援が可能であり、積極的に実施いただきたい。

ii 当該者が福祉避難所で避難生活を送る場合

災害救助法第4条第1項第6号の「福祉サービスの提供（福祉避難所の設置）」による支援が可能である。このとき、福祉避難所の管理のための人員費として、概ね10人の福祉避難所の対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するために必要な経費を対象とすることを想定している。

また、同法第4条第1項第2号の「炊き出しその他による食品の給与」等の支援が可能である。